

「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する
基本的な考え方について（骨子案）

1 改訂の背景

- ・男女共同参画基本法に基づき、平成 13 年 7 月に策定した「おおさか男女共同参画プラン」は、おおむね平成 22 年度までの 10 年間で計画期間とするもの。
- ・大阪府では、策定から 3 年を経過したことから、新たな法律の制定等の社会状況の変化を踏まえた最新の内容にするため、時点修正として一部改訂を行うこととなった。
- ・本審議会は、大阪府がこうした社会状況の変化に対応した同プランの時点修正を行うに当たって、男女共同参画の視点から欠かしてはいけない、横断的に踏まえるべき基本的な考え方について、様々な視点から議論し、答申としてまとめるもの。

2 改訂にあたっての基本的な視点

- (1) 男女共同参画に関する府民意識の現状を踏まえたプランとするため、府民意識調査の結果を十分に反映したものとするため、改訂を行う。
- (2) 平成 15 年 12 月 16 日答申「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」において本審議会より提案した「大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標」を十分に活用して、男女共同参画の現状の変化を踏まえた時点修正を行う。
- (3) 新たな法律の成立、制度の創設など、社会全体における変化に対応したものにするための時点修正を行う。
- (4) 府民や事業者の共感・理解を得て、男女共同参画社会の実現に向けて各分野の施策を進めることができるようにするため、改訂を行う。
 - ①計画の改訂過程においては、府民の意見を十分に反映する。
 - ②できる限り、専門用語をわかりやすく標記するなど、誰もがわかりやすい表現とする。

3 主な改訂すべき項目

(1) 社会情勢の変化を反映させるための改訂

- ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正（H16 年 12 月施行）に対応するため、DV対策における被害者の自立支援の明確化等
- ②次世代育成支援対策推進法の施行（行動計画の策定について H17 年 4 月施行）に対応するため、男女共同参画の視点からみた社会全体での子育て支援策の明確化等
- ③国の「女性のチャレンジ支援策の推進」（H15 年 6 月 20 日男女共同参画推進本部決定）に対応するため、あらゆる分野において指導的地位に女性の参画拡大のための施策の明確化等
- ④新たに提起された社会問題に対応するため、男女共同参画の視点を踏まえた施策の明確化。
 - ・新潟中越地震等で明らかになった防災・災害復興に関する施策
 - ・性差を踏まえた成人女性の生涯にわたる健康確保に関する施策
 - ・女性に対する暴力としての人身売買防止に向けた啓発に関する施策 等

(2) より実効性を高めるための改訂

①重点項目の設定

- ・計画終了（22 年度）に向けて、18～20 年度の 3 カ年における重点的な取組の明確化
- ・府民・NPO・事業者等の主体的な取組を引き出し、具体的な取り組みへとつなげるための施策を重点的に推進
- ・男女共同参画社会の実現を阻害する課題への迅速に対応するための取組を重点的に推進。

（重点項目の設定例）

- ・各種団体等における方針決定への女性の参画の促進
- ・女性のチャレンジが促進される環境整備と社会における意識醸成
- ・男女がともに安心して子育てに参画できる環境づくり
- ・女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

②推進体制の強化

- ・府の職場における率先した男女共同参画モデル職場づくりの推進
- ・計画の進行管理
 - ・数値目標の設定
 - 「大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標」をもとに、各指標の性格を勘案し検討。
 - ・男女共同参画施策の検証・評価のためのシステムの確立